



鳥取県告示第三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成九年一月二十一日から同年二月四日まで米子市役所（米子市加茂町一丁目一）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成九年二月四日までに知事に意見書を提出することができる。

平成九年一月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画道路三・四・十号皆生温泉環状線及び三・四・十二号米子駅福生線

二 都市計画を変更する土地の区域

1 三・四・十号皆生温泉環状線  
変更する部分

米子市皆生字南林ノ上及び字長谷

2 三・四・十二号米子駅福生線

変更する部分

米子市皆生字南林ノ上及び字長谷並びに上福原字下場屋敷通

鳥取県告示第三十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年一月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年三月十九日 鳥取県指令都計三十一第十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市雲山字背戸田、字小金田、字細田、字田村田及び字中沢

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市片原一丁目一一五

株式会社海南開発

代表取締役 森岡 大之郎